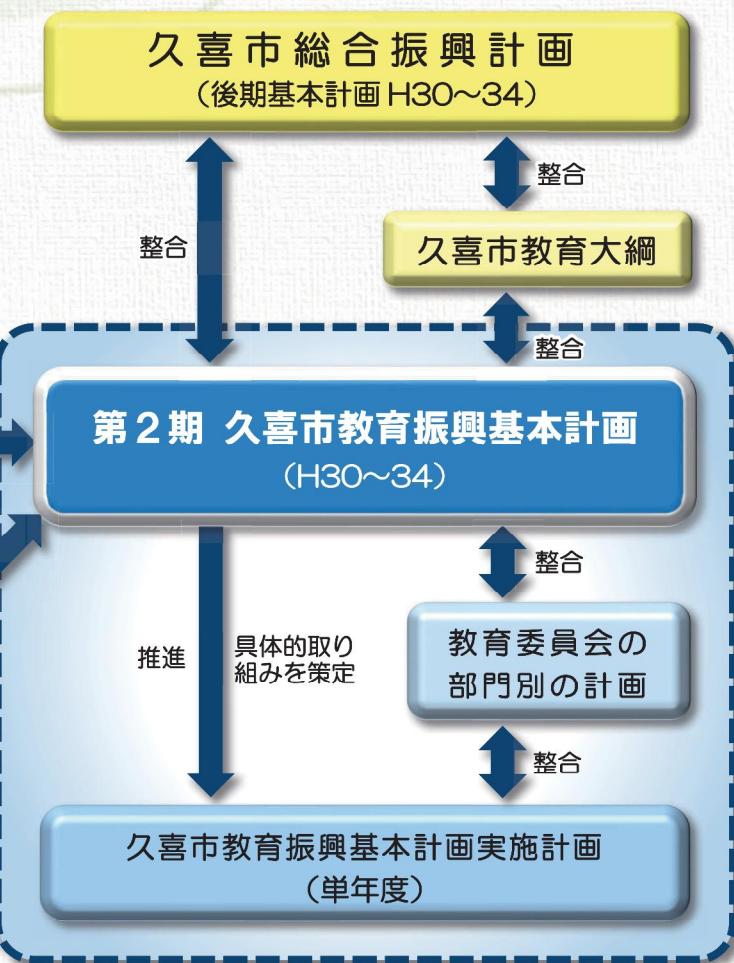


計画の位置付け・期間・進行管理

- 教育基本法第17条第2項に定める「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けています。
- 久喜市総合振興計画の分野別計画として、教育行政の中心的な計画として位置付けています。
- 第2期計画に定める基本目標及び施策を達成するため、年度ごとに具体的な取り組み内容を示す久喜市教育振興基本計画実施計画を策定し、教育に関する部門別計画とともに、具体的施策を総合的、計画的に推進します。
- 計画期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度までの5年間とします。
- 久喜市教育振興基本計画実施計画に定めた具体的な取り組みについて、点検及び評価を毎年度実施し、進行管理を行います。また、その結果について公表していきます。

- 教育基本法
- 第2期 教育振興基本計画（国）
- 第2期 埼玉県教育振興基本計画



《計画のイメージ》

第2期計画の特徴

- 平成30（2018）年度から順次施行される新学習指導要領の内容を、幼児教育及び学校教育（小・中学校）の各施策に反映し推進します。
- すべての小・中学校に導入した学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を基盤とした、地域とともにある学校づくりを推進します。
- 小・中学校の適正規模・適正配置を推進します。
- すべての小・中学校に提供する新学校給食センターを建設し、学校給食の充実に努めます。
- 東京理科大学久喜キャンパス跡地に設置する、「教育センター」「生涯学習センター」「こども図書館」「市民ギャラリー」に関連する施策を推進します。